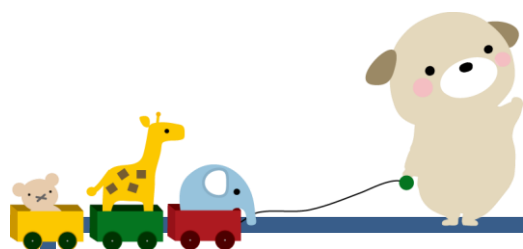


【令和7年度】 保育所等利用の案内

《令和6年10月現在》

この案内は、令和6年10月時点での内容となります。
今後、内容が変更となることもありますので、
あらかじめご了承ください。



保育所等の申込には

マイナンバーが必要です。

申込書提出の際には、
○個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（家族全員分）
○申請者の本人確認書類
（マイナンバーカード・運転免許証等の顔写真付のもの）
をお持ちください。



藤井寺市こども未来部 こども育成課 入所担当

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

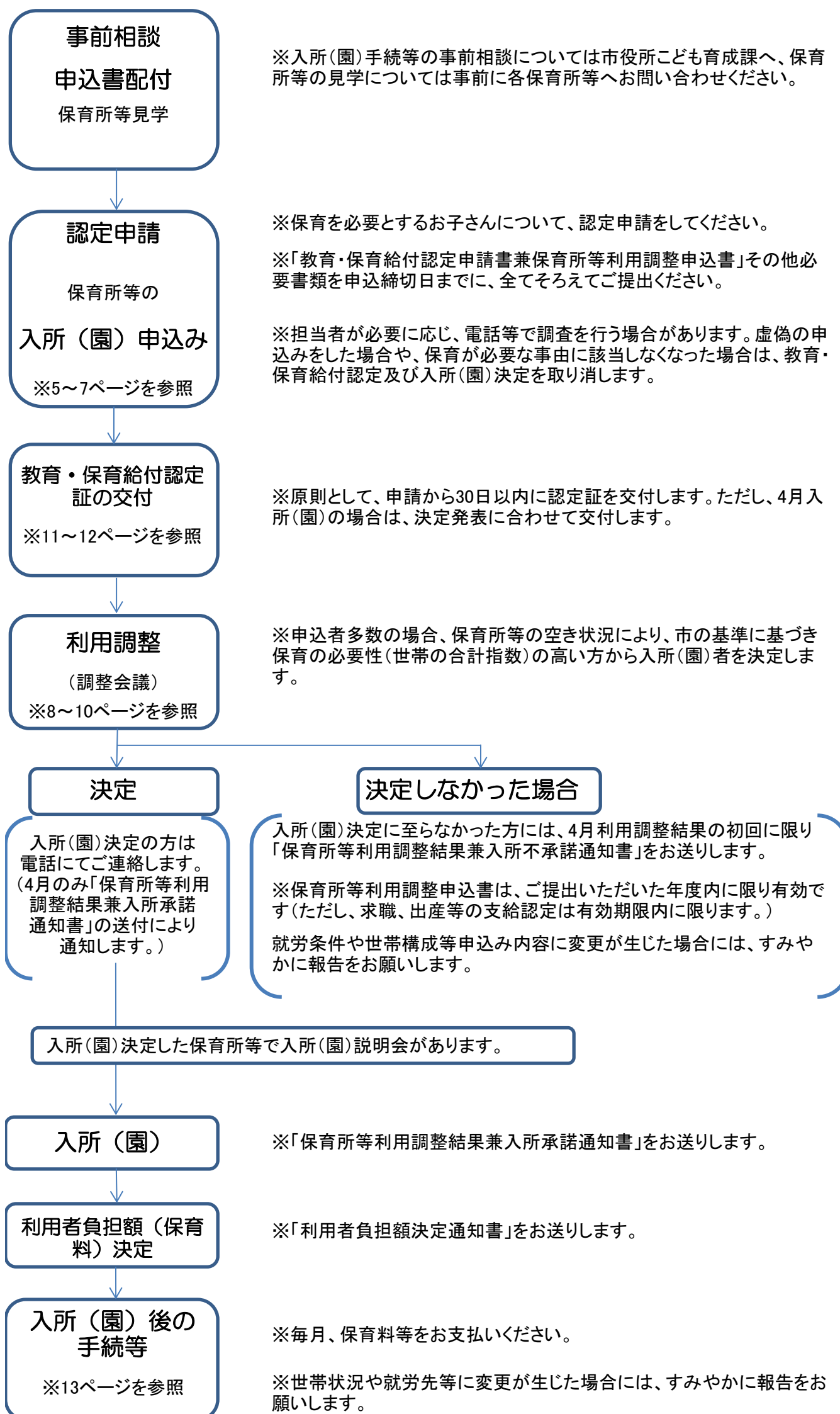
TEL 072-939-1111（代表）内線2612・2613

TEL 072-939-1126（直通）

目次

1	入所（園）までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	藤井寺市で利用できる施設・・・・・・・・・・	2
3	申込締切日・決定発表日・・・・・・・・・・	5
4	申込方法・受付窓口・・・・・・・・・・	5
5	申込時提出書類・・・・・・・・・・	6
6	藤井寺市利用調整選考基準・・・・・・・・・・	8
7	教育・保育給付認定について・・・・・・・・	11
8	入所（園）後の届出・手続等・・・・・・・・	13
9	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	14
10	Q & A・・・・・・・・・・	17

1. 入所(園)までの流れ



2. 藤井寺市で利用できる施設等

保護者が就労や病気等の理由により、保育を必要とする場合に、次の施設等を利用できます。

種別		内容
施設	認可 保育所(園)	国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された施設です。 0歳児から5歳児までの保育を必要とする子どもの保育を行う施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育所(園)の機能や特徴を併せ持った施設です。
地域型 保育事業	小規模保育 事業	0歳児から2歳児までのお子さんが対象の施設です。本市内で実施されている小規模保育事業はA型で、お子さんの年齢別に定める職員配置人数については、全員保育士資格を有しているものです。2歳児クラス卒園後の受け皿として、藤井寺市立第1保育所、第6保育所に優先的に利用できる枠を設けています。

<令和7年(2025)度 入所(園)対象児年齢表>

保育所等への入所年齢(クラス)は、下記のとおりです。

誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末(3月末)までは同じクラスのままです。

クラス	生年月日(西暦)
5歳児クラス	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
4歳児クラス	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
3歳児クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
2歳児クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
1歳児クラス	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
0歳児クラス	令和6(2024)年4月2日～

休所(園)日

休所(園)日は、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)が基本です。

保育所等によって休所(園)日が異なりますので、詳しくは各保育所等へお問い合わせください。

見学について

施設によって、保育方針や取り組みはさまざまです。また、制服や帽子などの費用、行事費を徴収している施設や、ならし保育等有る場合もあります。

実際に通える距離であるか、就労状況や年齢に応じた保育環境であるかなど、ご自身の目で確かめる意味でも、施設の見学をお勧めします。(送迎時に利用できる駐車場の有無等も併せてご確認ください。)

※見学については、必ず事前に保育所等へお電話にてお問い合わせください。

※公立保育所・道明寺こども園の見学については、月～金の午前中に行っています。
(行事や感染症の流行などで希望に添えない場合があります。)

藤井寺市内の保育所等一覧

(令和6年10月現在)

	保育所名		定員	入所 年齢	開所時間	取組					ホームページ
	住所	TEL				延長	障がい	病後児	一時	駐車場	
公立保育所	市立第1保育所		120	0～5	7:00～19:00	○	○		○	○ 市民総合会館(1時間無料)	
	北岡1-4-17	939-7108									
	市立第3保育所		120	0～5	7:00～19:00	○	○		×		
	藤井寺1-19-58	939-7128									
	市立第4保育所		70	0～5	7:00～19:00	○	○		×		
	道明寺6-15-34	939-7138									
	市立第5保育所		68	0～5	7:30～18:30		○		○ 父母の会で借りている		
	国府1-3-28	939-7148									
	市立第6保育所		70	0～5	7:30～18:30		○		×		
	小山1-16-18	938-0909									
公立認定こども園	市立道明寺こども園		127	0～5	7:00～19:00	○	○			○ 2・3号はあり 1号は要相談	
	林3-1-25	939-7118									
民間保育園	ラミー保育園		60	0～5	(平日) 7:00～19:00 (土曜) 7:00～18:00	○				△ 原則徒歩又は自転車等	
	小山9-4-8	952-4115									
	ふじみ保育園		150	0～5	7:00～19:30	○	○	○	○	○ (30分無料)	
	小山藤美町10-3	978-8668									
	ふじの子保育園		60	0～5	7:00～19:30	○				× (コインパーキング隣接(有料))	
	岡2-11-57	953-2405									
	ふじの子第二保育園		75	0～5	7:00～19:30	○				×	
藤井寺1-19-7	938-2402										
民間認定こども園	ななこども園		120	0～5	7:00～19:30	○	○			○ 希望制(有料)	
	藤ヶ丘4-1-15	953-4295									
	ひかりこども園		110	0～5	(平日) 7:00～19:00 (土曜) 7:00～18:00	○			○	○	
	大井5-5-12	939-6081									
	惣社こども園		130	0～5	7:00～19:30	○	○		○	△ 利用条件あり 施設に確認ください	
	惣社1-3-28	931-7333									
	藤井寺カトリック幼稚園		30	3～5	(月曜日～金曜日) 7:30～18:30					×	
	御舟町11-1	938-8878									
小規模保育	キングダム・キッズ 藤井寺		19	0～2	7:00～19:30	○				×	
	岡2-12-4	976-5005									



市ホームページ
➡「くらし」➡「子育て」➡「保育所」
➡「保育所・認定こども園一覧」

※ 「延長」、「障がい」、「病後児」、「一時」の欄の○印は、それぞれ延長保育と障がい児保育と病後児保育と一時保育を実施している保育所等を示しています。なお、延長保育料金については、各園にお問い合わせください。

※ 延長保育と障がい児保育は在園児を、一時保育は非在園児を対象としています。

※ 病後児保育は、在籍する施設に関わらず、保育の必要性があればご利用いただけます。(市役所で事前登録が必要です。)

※ 一時保育の利用方法や申込み方法等、詳細については、実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

各保育所等での保育標準時間・保育短時間の設定

各保育所等で設定する保育標準時間・保育短時間は下記のとおりです。

	保育所名	開所時間	保育標準時間 (最大11時間※)	保育短時間 (8時間)
公立 保育所	市立第1保育所	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第3保育所	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第4保育所	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第5保育所	7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第6保育所	7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00
公立認定 こども園	市立道明寺こども園	7:00～19:00	7:30～18:30	8:45～16:45
民間 保育園	ラミー保育園	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	ふじみ保育園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ふじの子保育園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ふじの子第二保育園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
民間 認定 こども園	ななこども園	7:00～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00
	ひかりこども園	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	惣社こども園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	藤井寺カトリック幼稚園	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模 保育	キングダム・キッズ 藤井寺	7:00～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00

※ 11時間を上限とし、保育を必要とする時間(就労+通勤時間等)で利用してください。

※ ひかりこども園0歳児クラスは保育短時間での利用になります。

3. 申込締切日・入所(園)決定発表日

入所(園)月		申込締切日	入所(園)決定発表日
令和6年	10～12月 (※参考)	入所(園)月の前月10日 ※10日が土日・祝日の場合は、前倒して金曜日が締切日となります。	入所(園)月前月20日頃
	1～3月	令和6年11月15日(金)	
令和7年	4月	1次 令和6年11月1日(金)～ 令和6年11月15日(金)	令和7年1月下旬
		2次 令和6年11月18日(月)～ 令和7年2月7日(金)	令和7年2月下旬
	5～12月	入所(園)月の前月10日 ※10日が土日・祝日の場合は、前倒して金曜日が締切日となります。	入所(園)月前月20日頃

※書類がそろわない場合は受付できません。早めにご準備いただき、締切日より前に余裕をもって提出してください。

※出生前の申込みはできません。先着順ではありませんので、出生後に申込締切日までに提出してください。ただし、4月入所希望に限り、1月末までの出生が見込まれる場合、出産証明書または母子健康手帳等で出産予定日が確認できるものを提出することで申込むことができます。(2月以降の出生の場合は、5月以降の選考となります。)

※申込内容に変更が生じた場合には、必ずこども育成課へ申し出てください。各入所(園)月の申込締切日までに変更内容の確認ができた際は、その入所(園)月の審査から反映させることができます。

4. 申込方法・受付窓口

(1) 藤井寺市にお住まいの方

受付窓口	市役所2階こども育成課(㉓番窓口)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9時～17時30分
申込方法	受付窓口に提出書類(6～7ページ参照)をご持参ください。(郵送不可)

※藤井寺市にお住まいの方が、市外の保育所等を希望する場合は、藤井寺市の「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用調整申込書」をご記入いただき、藤井寺市に提出してください。なお、利用調整は希望先の市区町村で行われます。

その他必要な書類や締切日は市区町村によって異なります。各市区町村へ詳細をお問い合わせのうえ、早めにお申込みください。

(2) 藤井寺市外にお住まいの方(藤井寺市の保育所等を希望する場合)

① 藤井寺市に転入予定の方

受付窓口	市役所2階こども育成課(㉓番窓口)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9時～17時30分
申込方法	受付窓口に提出書類(6～7ページ参照)をご持参ください。(郵送不可)

② 藤井寺市への転入を予定していない方

受付窓口	現在、お住まいの市区町村の担当窓口
申込方法	受付窓口を通して、上記の申込締切日に必着で藤井寺市に提出書類が届くよう余裕をもってご提出ください。

※藤井寺市の保育所等については、藤井寺市民を優先に利用調整を行います。

5. 申込時提出書類

入所(園)申込みに必要な書類は、次の(1)～(4)です。(3)及び(4)は該当者のみ提出が必要です。締切日までに全ての書類をそろえてご提出ください。また、必要に応じて下記以外の書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。

必要書類がそろわない場合は受付できません。入所(園)の選考は、締切日までにご提出いただいた書類で審査します。

※(1)と(2)①～④、(3)⑤・⑥の様式は右のQRコードからダウンロードできます。

市ホームページ ➡ 「組織からさがす」 ➡ 「こども未来部」 ➡ 「こども育成課」
➡ 「教育・保育施設の利用」 ➡ 「保育所等への入所案内」



(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用調整申込書

平成28年1月よりマイナンバー制度が始まり、個人番号の記入が必要になりました。申請時に申請者の本人確認、個人番号確認書類が必要です。

本人確認書類・個人番号確認書類をご持参ください。

本人確認書類

※次のいずれかの書類
 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等の顔写真付本人確認書類)

個人番号確認書類

※次のいずれかの書類
 (マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票)

(2) 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれについて必要です。）
 ※同居の祖父母（65歳未満）に「保育を必要とする事由」がない場合でも申込を行うことは可能です。
 ただし、利用調整の際に減点の対象となるためご注意ください。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類
外勤	①「就労証明書（令和7年度版）」に勤務先（雇用主）の証明
自営業（手伝い含む）	①「就労証明書（令和7年度版）」に自営主の証明
内職	①「就労証明書（令和7年度版）」に発注元の証明
出産	母子健康手帳の出産(予定)日と母の氏名が確認できるページのコピー
疾病、障がい	②「保育を必要とする申告書」の様式に医師による証明か診断書 (身体障がい者手帳等があればその手帳等のコピーを添付)
介護	③「介護状況申立書」の提出 (介護を受ける方について、身体障がい者手帳等があればその手帳等のコピー、なければ診断書を添付)
求職活動中	④「求職活動申立書」および求職活動の証明書
災害復旧	罹災（りさい）証明
学生	在学証明書とカリキュラム表（時間割）のコピー
生計中心者が倒産、失業	離職証明書（事実発生日から3か月以内（申込み日基準）であること）
離婚調停中	事件係属証明書等による公的証明
その他（上記以外）	保育を必要とすることが確認できる証明

(3) その他の書類（下記に該当する方）

区分	必要書類
母親自身が就労先で社会保険に加入している場合	・⑤母親の健康保険証のコピー
自営業で会社発行の社会保険証をお持ちの場合	・⑤健康保険証のコピー
申込み児童を、就労を理由に認可外保育施設等に預けている場合	・⑥「利用証明書」 ※保護者の就労等を理由として、週4日4時間以上（月64時間以上）利用している場合のみ
藤井寺市へ転入予定の場合	・現在の住所地での住民票（家族全員記載分） ・賃貸借契約書または売買契約書のコピー ※住所地、引き渡し日、契約者名が記載されているもの ・申立書 ※藤井寺市に在住の方の住所へ転入してくる場合のみ ・申込み児童の在園証明書 ※転入前に保育所等に在籍している場合のみ
障がいのあるお子さんや加配を希望するお子さんの申込みの場合 ※対象の方は下記を読んで、お早めにご相談ください。	・手帳の交付を受けている場合は、手帳のコピー ・サポートブック ・検査結果がある場合は、結果のコピー

障がい児（加配）保育について

障がい児（加配）保育とは、障がいや発達の具合により集団生活の中で配慮が必要なお子さんのために、担任以外に補助の先生を配置する保育のことです。

障がい児（加配）保育を希望される方についても、保護者の保育を必要とする事由が必要です。主治医の診断書または発達検査の検査結果とお子様のサポートブックやその他必要書類を提出いただきますので、申込み前にご相談ください。

入所選考基準による一般審査及び障がい児保育審査会において入所審査を行います。入所審査会までにお子さんの面接が必要となる場合があります。

障がい児（加配）保育を希望されていても、障がい児保育審査会において加配保育士が必要ないと判断される場合があります。保育を必要とする事由に該当していても、申込み児童の点数や状況等によっては入所できない場合もありますので、ご了承ください。

(4) 課税（非課税）証明書等（下記に該当し、なおかつ個人番号の提出をされていない方）

保育料決定時に課税情報が必要となります。下記に該当する方は、父母それぞれについて課税証明書等の提出が必要です。祖父母など同居者が生計中心者の場合は、その方についても必要となります。※個人番号の提出をされている方は不要です。また、市民税の申告をされていない方は課税情報を確認できませんので、申告が必要です。

父母等の状況	必要書類
①令和6年1月2日以降に藤井寺市へ転入された方（転入予定も含む）	・令和6年度市民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※前住所地（令和6年1月1日現在）の市区町村で取得してください。
②令和7年1月2日以降に藤井寺市へ転入された方（転入予定も含む）	・令和7年度市民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※前住所地（令和7年1月1日現在）の市区町村で取得してください。 ※4～8月入所（園）申込みの方は令和6年度市民税課税（非課税）証明書（コピー可）も必要です。
③令和6年1月1日または令和7年1月1日に住民登録がないため課税証明書を取得できない方（海外からの転入等）	収入や控除がある方は、金額を証明できる書類を添付してください。

6. 藤井寺市利用調整選考基準

この基準は、令和7年4月選考から適用されます。
世帯の合計指数の高い方から入所(園)を決定します。

＜世帯の指数の算定方法＞

父 基本指数 + 母 基本指数 + 調整指数（加算及び減算） = その世帯の合計指数

※ひとり親世帯、または離婚調停中(離婚調停の証明書が必要)の場合には、父または母の基準指数に50を加算したのち、調整指数を加算して、その世帯の合計指数とします。
※加算については、該当する項目の得点の高い2項目までを加算します。
ただし、同一の類型での重複はできません。

(1) 基本指数

番号	事由		項目	基本指数	
				父	母
1	居宅外就労	外勤	月の勤務時間が160時間以上	50	50
			月の勤務時間が140時間以上160時間未満	45	45
			月の勤務時間が120時間以上140時間未満	40	40
			月の勤務時間が96時間以上120時間未満	35	35
		自営	自営主(経営者)として、月の勤務時間が160時間以上	50	50
			自営主(経営者)として、月の勤務時間が96時間以上160時間未満	45	45
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が140時間以上	40	40
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が96時間以上140時間未満	35	35
		月の勤務時間が「外勤」・「その他の就労事由」を併せて64時間となる		20	20
		月の従事時間が64時間以上、農作業に従事している		20	20
	居宅内就労	自営	自営主(経営者)として、月の勤務時間が160時間以上	45	45
			自営主(経営者)として、月の勤務時間が96時間以上160時間未満	40	40
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が140時間以上	35	35
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が96時間以上140時間未満	30	30
		月の従事時間が64時間以上、内職に従事している		15	15
	就労	月の勤務時間が64時間以上96時間未満		20	20
2	妊娠・出産	出産(予定)日の前後8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間、産後8週間) ※ 出産予定日と母の氏名がわかる母子健康手帳が必要			20
3	障がい・疾病	身体障がい者手帳1〜2級、精神障がい者保健福祉手帳1〜2級、療育手帳Aを所持しているか、診断書により居宅内で常時安静を必要とするか、6か月以上の長期入院を必要とされている場合		50	50
		身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B1・B2を所持しているか、診断書により、1か月以上6か月未満の入院を必要とされている場合		40	40
		身体障がい者手帳4級以下を所持しているか、それに類する診断書により、保育し難い状態と判断される場合		30	30
		診断書により、定期的通院を必要とされている場合		15	15

番号	事由	項目	基本指数	
			父	母
4	介護・看護	同居する親族の介護(看護)を常時または1か月以上している (但し、介護(看護)される者が介護認定5～3、身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・B1・B2を所持しているか、それに類する診断書が必要)	30	30
		同居する親族の介護(看護)を常時または1か月以上している (但し、介護(看護)される者が介護認定2～1、要支援、身体障がい者手帳3級以下または精神障がい者保健福祉手帳3級を所持しているか、それに類する診断書が必要)	25	25
		同居するお子さんが支援学校等を利用するため、その通学(園)に週4日以上付き添っている(お子さんの通学(園)証明等が必要)	20	20
		同居する親族が、1か月以上の入院(診断書必要)のため付き添っている	20	20
		同居でない親族の介護(看護)を常時または1か月以上しているか、1か月以上の入院(診断書添付)のため付き添っている	15	15
5	災害	災害等により居宅を失うもしくは著しく破損し、その復旧にあたっている(り災証明が必要)	50	50
6	求職中	求職活動(起業準備中も含む)を継続的に行っている	10	10
		生計中心者が失業している(ひとり親世帯の保護者または一方の保護者が被扶養者(控除対象配偶者等)である世帯における他方の保護者)※事実発生日から3か月以内(申込日基準)であること、及び離職証明が必要	30	30
7	就学	就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に通学し、月120時間以上の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	40	40
		就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に通学し、月96時間以上120時間未満の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	30	30
		就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等の通信課程(在宅学習)をしており、月96時間以上の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	25	25
		就労に必要な技能習得のために月64時間以上96時間未満の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	20	20

※ 提出された書類が、内定(予定)の場合は、基本点より減点します。

※ 入所基準日時点の事由での審査となります。たとえば、入所基準日に産前産後休業期間に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」での点数とします。

※ 児童福祉の観点から特別な支援を要する家庭であると市が認める場合は、その家庭の状況を判断し選考します。但し、運営上入所できない場合もあります。

(2) 調整指数

番号	類型	加算項目	調整指数
1	世帯	祖父母との同居によらないひとり親	25
2		祖父母との同居によるひとり親	15
3		祖父母等との同居によらない、ひとり親に準じた(離婚調停、裁判中等)世帯 ※事件係属証明書等による公的証明が必要	10
4		祖父母等との同居による、ひとり親に準じた(離婚調停、裁判中等)世帯 ※事件係属証明書等による公的証明が必要	5
5		生活保護を受給している世帯	15
6	措置	保育所等入所に関する意見書(児童福祉法第26条第1項第4号に基づく)が 公的機関(子ども家庭センター、保健所、子育て支援課等)より提出されている	10
7	就労	母親が就労先で社会保険(単独)に加入している(添付が必要) ※任意継続の保険証は該当しない	15
8		勤務先での育児休暇取得期間が終了し、復職となる	15
9	こどもの 状況	本市の認可保育所に入所できないため、広域入所で他市町村の認可保育所等に入所している	25
10		転入前の市町村において、認可保育所等に入所している(在園証明が必要) ※入所希望月の前月まで利用していること	25
11		託児施設等(企業主導型保育施設を含む)を週4日・1日4時間以上(月64時間以上)利用して いる(利用証明書が必要) ※保育者が就労等による	25
12		障がい児保育を希望しており、申請児童が障がいを有している ※障がい者手帳、療育手帳があること(コピーの提出が必要)	15
13		兄弟姉妹がすでに認可保育所等に入所しており、入所希望月時点で入所継続の予定である (1号認定児は除く)	15
14		兄弟姉妹が同時に申し込んでいる	5
15		同居する18歳未満の児童の中での3人目以降の申込である	5
16		兄弟姉妹を同一園にするための転園(現在、藤井寺市の認可保育施設に入所中の方のみ。)	35
17		校区内の保育所への転園(現在、藤井寺市の認可保育施設に入所中の方のみ。)	20
18	待機	本市の保育所等を希望して、年度当初(4月)の不承諾を連続で2回以上受けている	10
19		本市の保育所等を希望して、令和6年4月入所時に不承諾を受けている	5
20		令和6年度申込みで、本市の保育所等を希望して、 希望月が令和6年10月入所以前に申し込んでいる	1
21	職種	保育士証・幼稚園教諭等の免許状等を有し、保育士・幼稚園教諭・保育教諭として保育所・認 定こども園等で勤務している、または勤務する予定である (認定こども園ではない幼稚園での勤務は除く)	3

番号	加算項目	調整指数
1	入所選考基準において内定(予定)である	-5
2	同居する祖父母(65歳未満)に保育を必要とする事由がない	-20

○ 加算については、該当する項目の得点の高い2項目までを加算します。但し、同一の類型での重複は行いません。

7. 教育・保育給付認定について

保育所等を利用する場合、保護者の状況により保育が必要かどうかの認定(2号認定、3号認定)を受ける必要があります。

認定には「認定区分」「保育を必要とする事由」「保育の必要量」のそれぞれの項目があり、有効期限が設けられます。

子ども1人につき1枚「教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」(以下「支給認定証」という。)が交付されます。

(1) 認定区分について

お子さんの「年齢」「認定区分」によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども		利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園 (公立園は4歳以上)
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業 等

※民間認定こども園の1号認定にお申込みの場合は、直接施設へお問い合わせください。

※3号認定を受けたかたが満3歳を迎えたことにより2号認定へ切替わった場合、本市が認定の変更を行います。新たな認定証は該当者が3歳児クラスに進級する際に市から交付します。

(2) 保育を必要とする事由について

認定(2号認定、3号認定)を受けるためには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する必要があります。

① 就労	1か月に64時間以上就労していること (フルタイム、パートタイム、居宅内の労働(自営業等)、夜間就業など基本的にすべての就労が対象)
② 妊娠、出産	産前産後8週間 (※多胎妊娠の場合、産前14週間、産後8週間)
③ 疾病等	保護者が疾病、もしくは負傷し又は心身に障がい有していること
④ 介護等	同居親族(長期入院等している親族を含む)の常時介護、又は看護をしていること
⑤ 災害復旧	災害等により居宅を失うもしくは著しく破損し、その復旧にあたっていること
⑥ 求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること
⑦ 就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると判断される場合
⑨ 育児休業中	すでに保育を利用しているお子さんで、継続利用が必要と認められる場合
⑩ その他	市長が上記に類する状態にあると認める場合

※入所後に育児休業から復帰予定の方は、「①就労」に該当します。入所が決まった際には、入所月の20日までに育児休業を終了し、21日からは必ず職場復帰していただく必要があります。

(3) 保育の必要量と在園できる期間について

保育の必要量は、保育を必要とする事由に応じてフルタイム就労を想定した「保育標準時間(最長11時間)」またはパートタイム就労等を想定した「保育短時間(最長8時間)」に区分され、保育所等を利用できる時間や保育料が異なります。それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものです。

入所(園)後の在園期間は、支給認定証の有効期限と異なる場合があります。

保育を必要とする事由	利用できる時間（保育必要量）	在園期間
就労 (月64時間以上120時間未満)	(原則) 保育短時間	小学校就学前まで (ただし、失職した場合は翌月の月末まで)
就労（月120時間以上）	保育標準時間	
妊娠、出産（産前産後8週間）	保育標準時間	出産予定日の2か月前から、出産日から56日目の属する月末まで (例:5月10日出産の場合は、56日目が7月5日なので、7月末まで)
求職活動（起業準備を含む）	(原則) 保育短時間	3か月以内(ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に同じ)
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保育標準時間 又は 保育短時間	卒業または修了まで
保護者の疾病・障がい	(原則) 保育短時間	必要とする期間
同居親族等の介護・看護	保育標準時間 又は 保育短時間	
災害復旧	保育標準時間	
虐待やDVのおそれがあると認められること	保育標準時間	
育児休業取得時に、既に本市の保育施設を利用しており、継続利用が必要と認められる場合	(原則) 保育短時間	育児休業期間の終了日が属する月末まで(ただし、終了後に復職する場合は「就労」に同じ) ※育児休業期間中の退所(園)については、13ページをご覧ください。

保育時間

保育標準時間
原則的な保育時間を8時間とした上で、11時間までの範囲内で保育が必要な時間（就労時間＋通勤時間のみ）の利用ができるもの。ただし、施設が定める11時間の時間帯を超える保育の利用を行うと延長保育となる。
保育短時間
原則的な保育時間である8時間のうち、保育が必要な範囲内の利用ができるもの。ただし、施設が定める8時間の時間帯を超える保育の利用をすると延長保育となる。

※「保育標準時間」と「保育短時間」については、各施設で設定しており、時間帯については施設により異なります。各施設の「保育標準時間」と「保育短時間」については、4ページの「保育標準・保育短時間の設定」をご確認ください。
※「保育標準時間」の方は最大で11時間の利用が可能であり、保護者が必要とする時間で利用をしてください。また、「保育短時間」・「土曜日保育」も同様に保護者が必要とする時間で利用をしてください。

8. 入所(園)後の届出・手続等

(1) 入所(園)後に必要な届出・手続について

保育所等に入所(園)したときの世帯の状況が、次のいずれかに該当する場合は、必ずこども育成課に必要書類を提出してください。

入所(園)したときの世帯の状況	届出・手続等
育児休業からの復職予定で、入所月20日までに育児休業を短縮する必要がある方 (申込時に提出した就労証明書の育児休業期間が、入所月20日までに終了している方については再提出の必要はありません。)	就労証明書の提出 ※入所月20日までに
就労内定の方	就労証明書の提出 ※入所日から90日目が属する月末までに
求職活動中の方	就労証明書の提出 ※入所日から90日目が属する月末までに
転入予定の方	入所月の前月末日までに転入し、転入届を市民課へ提出

※印の手続については、4月入所(園)のみ別途定める期限内での提出が必要となります。

期限内に手続を完了されない場合は、認定を取り消し、退所(園)になりますのでご注意ください。

(2) 入所(園)後の家庭状況等の変更について

保育所等に入所(園)後、家庭状況や支給認定証の保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ずこども育成課にご相談の上、必要書類を提出してください。

利用者負担額(保育料)算定における市民税額が修正申告等によって変更された場合も必ずお知らせください。

(3) 他の保育所等に転園を希望される方について

転園申込みの注意事項	提出書類
・年度途中での転園はできません。	転園申込書 及び 必要書類 (6～7ページを参照)
・入所(園)した翌年度の4月1日からの転園は希望していただけますが、確実に転園できるものではありません。転園ができなかった場合は、現在の保育施設に引き続き通園となります。	
・翌年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。	
・転園が決定した場合、元の保育施設に戻ることはできません。	

(4) 現況届について

保育を必要とする事由を確認するため、毎年「現況届」を提出していただく必要があります。現況届の詳細については、提出時期になりましたら保育所等を通じてお知らせいたします。

(5) 退所(園)について

以下のいずれかに該当した場合は退所(園)となります。退所(園)届の提出をお願いします。

- ① 幼稚園等に入園する場合
- ② 退職等により家庭でお子さんを保育できるようになった場合
- ③ 市外に転出した場合

※現在、本市の保育施設に入所されているお子さんがおり、育児休業に係る児童が1歳に達する年度末まで育児休業を取られる場合、保育所等の受け入れ体制や待機児童の状況によっては、一時退所(園)していただくことがあります。

9. 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額は、利用者(申込みされた児童の属する世帯)の所得に応じた負担(応能負担)が基本となり、国が定める基準を上限として市町村が利用者負担額を決定します。令和7年4月～8月分までの保育料は令和6年度の市民税額で、令和7年9月～令和8年3月分までは令和7年度の市民税額で決定します。利用者負担額算定には世帯の所得状況が必要です。市で市民税課税状況を確認して算定しますが、令和6年1月1日及び令和7年1月1日現在に藤井寺市以外で住民登録されており、保育所等利用調整申込書を提出するときに個人番号の提出をされていない方は、市民税額が確認できる書類を提出してください。なお、利用者負担額に関しては、15～16ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 保育料算定する上での注意点

- ・ 市民税が未申告の方は、申告をしていただく必要があります。
 - ・ 祖父母と同居している世帯で、保護者の収入が生活基準額に満たない場合は、祖父または祖母の課税状況も確認させていただいたうえで算定します。
 - ・ 別居をしていますが離婚が成立していない場合は、その方の課税状況も確認させていただいたうえで算定します。
- また、離婚しているが同居している方、もしくは婚姻はしていないが同居している方についても同様に確認させていただきます。
- ・ 書類の提出がない(確認ができない)場合は、利用者負担額は最高額で決定することになります。
 - ・ 利用者負担額は4月1日時点での満年齢で区分しますので誕生日を迎え年齢が上がった場合や、誕生日を過ぎてからの途中入所であっても、年齢区分は変わりません。
 - ・ 認定区分「標準時間認定」「短時間認定」によって保育料が異なります。認定区分に変更が生じた場合、年度途中であっても保育料が変更となります。
 - ・ 保育無償化に伴い、3歳児から5歳児までの全ての児童の保育料は無償となります。
 - ・ 利用者負担額以外に雑費(制服、用品代等)や主食費・副食費などが必要な場合があります。
- くわしくは各施設にお問い合わせください。
- ・ 民間の認定こども園・小規模保育事業については、利用者負担額を各施設へ直接収めていただくことになります。

(2) 多子世帯の利用者負担額の軽減

- ・ 子どもが2人以上おられる世帯で、最年長から数えて2人目の子どもが以下の施設を利用されているときは、保育料が3人目以降の子どもは無償になります。

対象となる施設: 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業

(3) ひとり親世帯等の利用者負担額については16ページをご覧ください。

(4) 副食費の免除については16ページをご覧ください。

単位:円

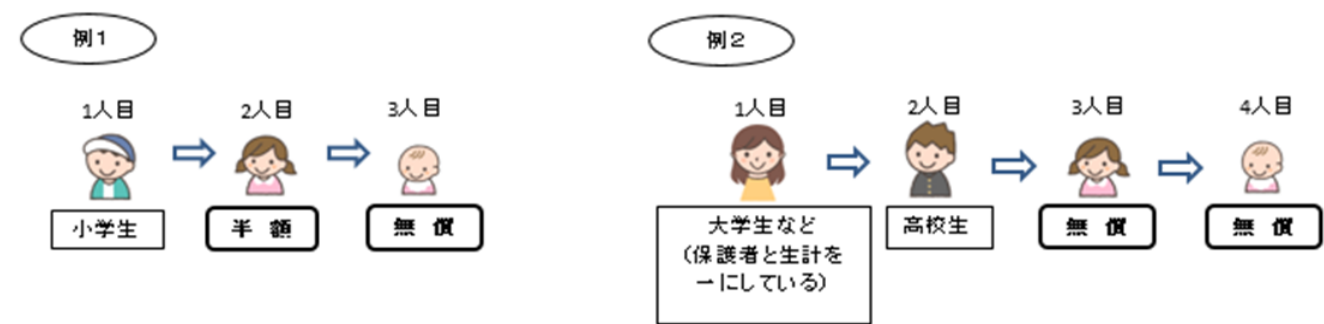
支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	8,500	8,300
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	9,500	9,300
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ～ 55,000円未満	15,500	15,200
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ～ 65,000円未満	16,500	16,200
第7	市町村民税所得割額 65,000円 ～ 85,000円未満	20,000	19,600
第8	市町村民税所得割額 85,000円 ～ 97,000円未満	25,500	25,000
第9	市町村民税所得割額 97,000円 ～ 145,000円未満	37,000	36,300
第10	市町村民税所得割額 145,000円 ～ 169,000円未満	40,000	39,300
第11	市町村民税所得割額 169,000円 ～ 301,000円未満	51,000	50,100
第12	市町村民税所得割額 301,000円 ～ 397,000円未満	53,000	52,000
第13	市町村民税所得割額 397,000円以上	55,000	54,000

※3歳児以上については、利用者負担額は無償です(給食費やその他雑費は別途支払いが必要です。)

1. 本市の利用者負担額(保育料)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による、市町村民税で決定します(第1階層は除く)。ただし、市町村民税が未申告等により、利用者負担額の判定ができない場合は、最高額(仮算定)の徴収となります。また転入等により本市に課税台帳がない場合は、保護者から課税証明書等を提出してもらい、利用者負担額を決定します。
2. 2人以上の子どもがいる場合、2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無償となります。令和6年度より、対象者を拡充しました。詳しくは下記「多子世帯の軽減措置」をご参照ください。
3. 第3階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。
4. 第4階層から第13階層までにおける「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。ただし、所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除等の税額控除(調整控除を除く)を適用する前の額とします。
5. 利用者負担額の決定にあたっては、当該年度の初日の前日における満年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用します。
6. 月の途中で入所又は退所した場合は、利用者負担額を日割りで計算します。
7. 4月分から8月分の利用者負担額については前年度の税額とし、9月分から翌年3月分の利用者負担額は当該年度の税額とします。
8. 税額及び世帯に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。利用者負担額の変更は申請の翌月からとなります。

多子世帯の軽減措置

保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無償となります。
※上の子が無償化の対象であっても多子カウントに含めます。



※多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関する注意点

多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関して、藤井寺市に住民票がある同一世帯の兄弟については多子カウントに反映させていますが、別世帯や藤井寺市外に住民票がある兄弟については市で把握できませんので、生計を一にする(保護者が扶養している)子どもがいる場合は申し出てください。また、生計が別になった場合もその時点で必ず申し出てください。

ひとり親世帯等の軽減措置

- 下記条件に該当する世帯で市町村民税所得割額が77,100円以下の方（第3階層から第6階層及び第7階層の一部）について、支給認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて1人目の利用者負担額は下記の表のとおり、2人目以降は無償となります。
- 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）である世帯
 - ひとり親世帯
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養している者の世帯及び配偶者のない男子で現に子どもを扶養している者の世帯をいいます。
 - 以下に該当する在宅障害児（者）のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ひとり親世帯等の軽減措置（1人目の徴収額） 単位：円

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	4, 250	4, 150
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	4, 750	4, 650
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ～ 55,000円未満	7, 750	7, 600
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ～ 65,000円未満	8, 250	8, 100
第7	市町村民税所得割額 77,100円以下	9, 000	8, 800

※市民税所得割額77,101円以上の世帯は、ひとり親世帯等の軽減措置の対象にはなりません。
※3歳児以上は無償
※2人目以降は無償

副食費の免除について（3歳児～5歳児クラス）

- 下記の条件にあてはまる方は、副食費が免除（無償化）されます。ただし主食費については免除の対象とならないため、各施設へお支払いください。
- ・市町村民税所得割額が57,699円以下（ひとり親世帯等の場合77,100円以下）の世帯の子ども
 - ・小学校就学前の子どもの中で、第3子以降の子ども

藤井寺市 こども未来部
こども育成課 入所担当
TEL 072-939-1126（直通）

10. Q&A

Q1 : 申込みはどこへするのですか？ 郵送でもできますか？

A1 : 藤井寺市役所2階こども育成課(23番窓口)での申込みになります。郵送での受付は行っておりません。ご家庭の状況を正確に把握するためにお話をお伺いしますので、直接申込書を持参してください。

Q2 : 申込書の提出を祖父母や知人に頼んでもいいですか？

A2 : 申込書は、原則保護者の方が提出してください。
ご事情により同居の祖父母に提出を依頼される場合は、事前にその旨をご相談ください。
別居の祖父母や、知人の方が申込みに来られる場合は、受付できない場合があります。

Q3 : 入所(園)の決定は先着順ですか？

A3 : 申込締切日(5ページ)までに申込まれた方の中から利用調整を行います。先着順ではありません。

Q4 : 保育の必要性の認定を受けたら、必ず保育所等に入所(園)ができるのでしょうか？

A4 : 保育所等の申込みにあたっては、2号認定または3号認定を受ける必要があります。
認定を受けている場合でも、入所(園)を約束するものではありません。

Q5 : 就労(採用内定)証明書が申込締切日までに間に合いそうにありません。どうしたらいいのでしょうか？

A5 : 必要書類が申込締切日に間に合わない場合は、保育の必要性の認定ができないため受付できません。
5ページの申込締切日をご確認の上、余裕を持って提出してください。

Q6 : 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

A6 : 希望園の数によって利用調整が有利、不利になることはありません。
複数園で入園可能になった場合、最上位希望園1園で決定しますので、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q7 : 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

A7 : 年度途中については、出生前での申込みはできません。
4月入所(園)のみ、出産予定日が1月末までのお子さんには申込みできます。ただし、2月以降に出生の場合は、5月以降の選考対象となります。

Q8 : 兄弟姉妹は、そろって入所(園)できますか？

A8 : 必ずしもそろって入所(園)できるとは限りません。申込みの際に、兄弟姉妹申込みについて選択していただく箇所がありますので、申込書にご記入の上で提出してください。

Q9 : 出産の間だけ、上の子を入所(園)させたいのですが、いつから希望できますか？

A9 : 出産予定日の2か月前から希望ができ、出産日から57日目の属する月末で退所となります。
引き続き保育所等を利用する場合は、新たに保育を必要とする事由と申込みが必要となります。

Q10 : 希望順位の低い保育所等に入所(園)決定した場合、転園はできますか？

A10 : 年度途中の転園は認めていません。翌年度4月1日からの転園希望をご提出いただくことは可能ですが、新規申込者と同等の審査となりますので、転園できるかどうかはわかりません。転園希望が叶わなかった場合でも、現在通っている保育所等には継続して通っていただけます。

Q11 : 育児休業給付金の延長手続きはどうしたらできますか？

A11 : お子さんの1歳の誕生月の申込締切日(5ページを参照)までに保育所(園)の入所(園)申込みをし、入所(園)できなかったことを証明する書類(市区町村が発行したもの)を勤務先等に提出する必要があります。その他、育児休業給付金に必要な書類につきましては、事前に勤務先等にお問い合わせください。